

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月4日

分任支出負担行為担当官

北海道財務局小樽出張所長 清水 雅之

記

1. 政府電子調達システムの利用

本業務は、「調達ポータル・政府電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) (以下「システム」という。)を利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 業務件名 | 小樽地方合同庁舎清掃業務 |
| (2) 業務場所 | 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 |
| (3) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (4) 業務期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等：建物管理等各種保守管理」のA又はB等級に格付けされ北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 北海道内にて「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に基づく「建築物清掃業」(または同項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」)の事業登録を行っているものであり、小樽市内又は近郊に営業所その他の業務を適正に履行することが可能な営業拠点を有するものであること。
(企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会(以下「協同組合等」という。)の場合は、当該登録を行っている傘下の組合員が本業務の主体となる場合を含む。)
- (8) 清掃業務の作業責任者として実務経験があり、清掃作業の内容判断ができる技術力及び作業の指揮等の総合的な技能を有し、かつ「建築物環境衛生管理技術者」資格を有する社員を清掃現場に専任で常駐させることが可能なものであること。
- (9) 「1級ビルクリーニング技能士(平成27年度以前の資格にあっては、ビルクリーニング技能士)」を1名以上常駐で配置できる者であること。
- (10) 年2回インスペクションを実施できる「建築物清掃管理評価資格者」を配置できる者であること。
- (11) 下記8.の入札説明書等の交付を受けた者であること。

4. 契約条項及び仕様書を示す場所
小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階 北海道財務局小樽出張所 総務課合同庁舎管理係
及び、「システム」に掲載する。
5. 証明書等の提出期限
令和7年2月21日（金）12時00分
6. 入札書の提出期限
令和7年2月26日（水）17時15分
7. 開札の場所及び日時
小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階共用第1会議室
令和7年2月27日（木）10時00分
8. 入札説明書等の交付方法及び期間
入札説明書等は、「システム」を利用して受領すること。
なお、紙による入札説明書等の交付を希望する場合には、以下の期間及び場所で交付する。
交付期間 公告の日から令和7年2月20日（木）の平日8時30分から12時00分及び13時00分から
17時15分までとする。
場 所 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階
北海道財務局小樽出張所 総務課合同庁舎管理係 電話0134-23-4103
9. 入札保証金 免除
10. 契約保証金 免除
なお、契約保証金の免除にあたっては、落札者が契約締結の際に令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)を有していることを条件とする。
11. 入札の無効
(1) 上記3に定める競争参加資格のない者の入札及び入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。
(2) システムによる入札の場合において、「調達ポータル・政府電子調達利用規約」に違反した者の入札書は無効とする。
12. 言語及び通貨
入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
13. 消費税に関する事項
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税込み）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
14. 落札者の決定方法
(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
ただし、本件入札が予算決算及び会計令第84条に該当する場合に申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
(2) 令和7年度予算の成立及び予算が執行可能となるまでの間は、本公告中「落札者」とあるものは「落札候補者」と読み替えるものとする。
15. 契約書作成の要否
契約書の作成を要する。

16. その他

「5. 証明書等の提出期限」から「7. 開札の場所及び日時」について、システムに障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

以上